

東京都一般吹奏楽連盟 規約

第一章 総 則

第1条〔名称〕 本連盟は名称を東京都一般吹奏楽連盟（略称・都一般吹連）と定める。

第2条〔目的〕 東京都一般吹奏楽連盟（以下単に連盟という）は、加盟団体の協力をもって一般の分野における吹奏楽の発展に寄与することを目的とする。

第3条〔組織格〕 連盟は前条の目的を達するために、この規約の規定に基づき設立される組織とする。

第4条〔組織〕 連盟は東京都内にアマチュアの吹奏楽団を組織し、演奏活動を行っている一般団体をもって組織される。

第5条〔定義〕 この規約の規定の解釈に関しては下の定義に従うものとする。

- (1) 「吹奏楽団」とは、管楽器・打楽器を主体とする合奏団をいう。
但し、音楽効果上、弦バス・ハーブ等の使用についてはこの限りではない。
- (2) 「一般団体」とは、学校及び職場のいずれかにも属さず、独立した楽団運営機構を持っているアマチュア吹奏楽団をいう。
- (3) 「アマチュア」とは、金銭上の利益を目的とするためでなく、もっぱら個人的な興味による自発行為をいう。

第二章 業 務

第6条〔内容〕 連盟は第2条の目的を達成するために、下の業務を行う。

- (1) 親睦及び相互理解を深めるために演奏会等を行うこと。
- (2) 合奏技術の向上を目的とする公開講座を行うこと。
- (3) 吹奏楽に関する知識向上のために研究会等を行うこと。
- (4) その他必要と認めた企画行事を行うこと。

連盟は前項の業務のほか、第2条の目的を達成するために下の業務を行うことができる。

- (1) 加盟団体の公開演奏会の催しを後援又は助成すること。
- (2) 一般吹奏楽団の普及発達に必要な周知宣伝を行い、印刷物を発行し一般吹奏楽団に関する相談に応ずること。
- (3) 情勢知識のためにニュース及び情報等を収集し、並びにこれを他と交換すること。

第7条〔事務所〕 本連盟は、事務局を〒112-0002 東京都文京区小石川 1-28-7-402 梅山方に置く。

第8条〔支部〕 連盟は全日本吹奏楽連盟統合下にある東京都地方（以下これを東京都吹奏楽連盟という）の下部組織として東京都吹奏楽連盟一般支部を成し、同支部としての業務を行う。
支部の業務に関しては、別に東京都一般支部規約を準用する。

第三章 運 営

第9条〔経費〕 連盟の運営経費は原則として独立採算制をとる。

第10条〔資金〕 連盟の運営資金は下の収入をもってこれにあてる。

- (1) 会費
- (2) 演奏会等の収入
- (3) 助成金及びその他の収入

第11条〔機関〕 連盟は主たる運営をつかさどる機関として理事会を設置する。
理事会は関しては、別に東京都一般吹奏楽連盟理事会規定を適用する。

第四章 役 員

第12条〔役員〕 連盟は下の役員及び定員を定める。

- (1) 連盟の理事の定員は18名とし、理事の中より下の役員を置く。

理事長	……………	1名
副理事長	……………	2名
常任理事	……………	5名
理 事	……………	10名
- (2) 前項の理事のほか以下の役員を置く。

事務局長	……………	1名
監 事	……………	2名

第13条〔理事長等〕 連盟は理事長等に関して下の通り規定する。

- (1) 理事長は連盟を代表し、理事会の定めるところに従いその業務を総理する。
- (2) 副理事長は理事長の補佐及び代行を行う。
- (3) 常任理事は理事の代表として連盟の業務の円滑を計る。
- (4) 理事は理事長の定めるところにより、連盟を代表し理事長を補佐して連盟の業務を掌握する。
- (5) 事務局長は理事長及び理事の命により、連盟の事務を掌理する。
- (6) 監事は理事長・副理事長・常任理事及び理事の行う業務並びに事務局長の行う会計事務を監査し、その結果を総会において報告する。

第14条 [選任] 連盟の役員を選任に関して下の通り規定する。

- (1) 理事は総会において、加盟団体の代表者及び理事会において推薦された者の中から選出する。
但し、理事会において推薦する場合は理事定数の3分の1を超えてはならない。
- (2) 理事長は理事会において理事の中より選出し、総会において承認する。
- (3) 副理事長は理事会において理事の中より選出し、総会において承認する。
- (4) 常任理事は理事会において理事の中より選出し、理事長が任命する。
- (5) 事務局長は理事会において推薦し、理事長が委嘱する。
- (6) 監事は総会において加盟団体代表者より選出する。

第15条 [任期] 連盟は役員任期を2年と定める。但し、欠員により就任した役員は、前任者の残任期間在任とする。
役員は再任されることができる。
役員は任期満了した場合においても、あらたに役員が決まるまでは上記にかかわらず引き続き在任する。

第16条 [名誉会長・会長] 連盟は名誉会長および会長をおくことができる。名誉会長・会長は理事会の議決により推戴する。

第五章 総会

第17条 [組織] 総会は役員並びに加盟団体の代表全員をもって組織する。但し、オブザーヴァーとしての出席を1団体2名まで認める。

第18条 [召集等] 総会は理事長が毎年一回召集する。
理事長は総会を召集しようとするとき、各代表に対し予め重要提出議案・日時及び場所を通知しなければならない。
総会は加盟団体の代表の3分の2以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
下の場合、理事長は総会を召集しなければならない。
(1) 理事会が総会開催を議決したとき。
(2) 各団体代表の3分の2以上が総会の開催を要求したとき。

第19条 [議長] 総会には議長1名を置き、そのつど代表者の中から選出する。
議長は総会の議事を整理する。

第20条 [議決] 総会の議事は出席代表者の過半数をもって決する。

第21条 [次第] 総会の次第の中には少なくとも下に掲げる事項を加えなければならない。

- (1) 議長選出
- (2) 前年度業務報告
- (3) 前年度収支決算報告
- (4) 監事報告
- (5) 各団体報告及び一般演説
- (6) 重要議案提出及び採択
- (7) 採択議案審議及び承認
- (8) 各団体選出理事信任及び役員選出

第六章 会 計

第22条 [事務] 会計に関する事務は事務局長が掌理する。

第23条 [会費] 加盟団体は総会によって決定された会費を、毎年支払わなければならない。

会費支払いに関しては下の通り規定する。

- (1) 総会の当日新年度分会費を事務局長に支払う。
- (2) 総会開催日より一週間以内に支払う。

第24条 [会計年度] 連盟の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第七章 雑 則

第25条 [細則] この規約の施行に必要な細則は別に理事会が定める。

第26条 [規約変更] この規約は総会において3分の2以上の賛成により変更することができる。

附 則

この規約は昭和36年4月1日よりこれを施行する。

昭和62年4月26日 理事定員変更 (第12条)

平成5年3月7日 理事選任変更 (第14条)

平成15年4月19日 事務所の明示 (第7条) 会長職 (第16条)

平成23年4月23日 事務所移転による住所変更 (第7条)

平成25年4月20日 名誉会長の設置 (第16条)

平成30年4月14日 事務所移転による住所変更 (第7条)